

若松県に出された「違式註違条例」

専修大学法学部准教授 坂 誥 智 美

1 はじめに

昭和55(1980)年に刊行された『福島県警察史』において「福島・若松・磐前三県でも、違式註違条例を制定公布したに違いないのであるが、いずれも資料としては残っていない」¹⁾と記された福島県の違式註違条例であったが、実際に制定公布されたことを拙稿「福島県の違式註違条例について」²⁾において示した。しかしながら、前述の拙稿で示したのは明治10(1877)年2月7日の違である。明治9(1876)年5月に届出制が導入され、各府県の条例は独自性が認められることになり、多くの府県が条例を作成するに至った段階³⁾のものであった。福島県では、これ以前に条例は存在しなかったのだろうか。

このような疑問を抱えつつ、福島県歴史資料館において史料調査をしていたところ、福島県の一部地域ではもっと前の段階で、条例が出されていた可能性を考えることができる興味深い史料を確認した。

本論では、その史料紹介を含めつつ、福島県になる前の若松県⁴⁾に出されたと思われる違式註違条例について論じてみたい。

1) 第1巻, 750～751頁。

2) 『専修法学論集』第119号(2013年)。

3) 多くの府県が、これよりも前に独自の条例を作っていたことは、以下の神谷力氏の論考が詳しい。神谷力「地方違式註違条例の法的構造(一・二)」愛知教育大学社会科学論集16・17号(1976・1977年)、同「地方違式註違条例の施行と運用の実態」『明治法制史政治史の諸問題』(慶応通信, 1977年)。

4) 現在の福島県となるのは、明治9(1876)年8月の第2次府県統合がなされてからである。それ以前は、若松県・磐前県・福島県(←二本松県の名称変更)であった。若松県は、会津戦争終結後、新政府側が会津藩領地を没収して若松民政局を設置したことに始まるが、これを廃して設置されたものである。領地は旧会津領であった岩代国の西部と越後国の一部を管轄する。明治4(1871)年11月に、第1次府県統合によって、和泉国の南部にあった飛地領が堺県に編入されている。

2 史料紹介

次に翻刻する史料は、『福島県歴史資料館収蔵史料目録』第37巻、河越卿家文書(資料番号466)である。整理表題として「違式註違條例相定ニ付可申論候事ほか」と題されている。河越卿家(大沼郡三島町)は、会津藩・幕府領田島代官所の支配下におかれた桑原村名主(肝煎)であった。

【史料】

今般、違式註違條例別冊之通相定、
来月十日より施行候条、小前末々ニ至迄
心得違無之様、懇可申論候事
但、條例中無検印之舟車云々追而施行候事
右之趣、管下無洩可相達もの也

明治六歳

二月 若松縣令 鷲尾隆聚

別紙之通被仰出候条、小區長元ニ而写取、令
請印、至急順達留區ハ早速可達もの也

第二月十九日 若松郷會所

第二大區大沼郡

違式註違條例

- 第一條 違式ノ罪ヲ犯ス者ハ七十五錢ヨリ少
カラス百五十錢ヨリ多カラザル贖ヲ追徴ス
- 二條 註違ノ罪ヲ犯ス者ハ六錢二厘五毛ヨリ少ナ
カラス十二錢ヨリ多カラサル贖金ヨリ追徴ス
- 三條 違式註違ノ罪ヲ犯シ無力ノ者ハ実決
スル事左ノ如シ
- | | | | |
|---|----|----|-----------|
| 一 | 違式 | 答罪 | 一十ヨリ少ナカラス |
| | | | 二十ヨリ多カラス |
| 一 | 註違 | 拘留 | 一日ヨリ少ナカラス |

二日ヨリ多カラス

- 四條 違式并註違ノ罪ニヨリ取上ヘキ物品ハ
贖金ヲ料スルノ外別ニ没収之申渡シ
ヲ為ルヘシ
- 五條 違式註違之罪ヲ犯シ人ニ損失ヲ蒙ラシ
ムル時ハ、先損失ニ當ル償金ヲ出サシメ
後ニ贖金ヲ命スベシ
- 六條 地券所持之者諸上納銀ヲ怠り地方之
法ニ違背致ス者
- 七條 贗造之飲食物并腐敗之食物ヲ知テ
販売スル者
- 八條 往来又ハ下水外河中等へ家作并孫庇
等ヲ自在ニ張出シ、或ハ河岸地除地等へ
願ナク家作スル者
- 九條 春晝及ヒ其類之諸器物ヲ販賣スル者
- 十條 病牛死牛其他病死之禽獸ヲ知りテ販賣スル者
- 十一條 身体へ刺繡ヲナス者
- 十二條 男女入込之湯ヲ渡世スル者
- 十三條 乗馬シテ猥リニ馳驅シ又ハ馬車ヲ疾驅
テ行人ヲ觸倒ス者
- 十四條 外国人ヲ無届ニテ止宿セシムル者
- 十五條 人家稠密之場所ニ於テ妄リニ火技ヲ現ノ者
- 十六條 火事場関係ナクシテ乗馬セシ者
- 十七條 願ナク床店葭簀張等ヲ取立ル者
- 十八條 戲ニ往来ノ常燈臺ヲ破毀スル者
- 十九條 裸体又袒裼シ或股脚ヲ露ハシ醜体ヲナス者
- 廿條 馬及ヒ車留ノ揭示アル道路橋梁ノ犯テ通
行スル者
- 廿一 無檢印ノ舟車ヲ以テ渡世スル者

- 廿二 男女相撲并蛇遺其他醜体ヲ見セ物ニ出ス者
- 廿三 第十九條ノ如キ見苦数容体ニテ乗馬スル者
- 廿四 川堀下水等へ土芥瓦礫等ヲ投棄流通ノ妨者
- 廿五 軒下へ木石炭薪等ヲ積置ク者
- 廿六 夜中無提燈ニテ人力車ヲ挽キ及乗馬スル者
- 廿七 人力車挽者強テ乗車ヲ勸メ過言等申掛ル者
- 廿八 他人園中ノ果実ヲ採食フ者
- 廿九 人力車荷車雪車等ヲ往来ニ置行人ノ妨ケヲ
ナシ、及牛馬ヲ猥りニ街衢ニ横タへ行人ヲ妨ル者
- 三十 禽獸ノ死スル者或ハ汚穢ノ物ヲ往来等へ投
棄スル者
- 卅一 湯屋渡世ノ者戸口ヲ明ケ放チ二階へ見隠簾
ヲ垂レサル者
- 卅二 居宅前掃除ヲ怠り或ハ下水ヲ浚ハサル者
- 卅三 婦人ニテ謂レナク断髮スル者
- 卅四 荷車及ヒ人力車雪車行逢フ節行人ニ迷惑
ヲ掛ル者
- 卅五 下掃除ノ者蓋ナキ糞桶ヲ搬運スル者
- 卅六 旅籠屋渡世之者止宿人名ヲ記載セス或ハ
之届ケ出サル者
- 卅七 往来筋之號札又ハ人家ノ番號名札看板等
ヲ戲レニ破毀スル者
- 卅八 喧嘩口論及ヒ人ノ自由ヲ妨ケ且驚愕ス可キ噪
鬧ヲ為出ス者
鬧ヲ為出ス者(※原文ママ)
- 卅九 往来常燈ヲ戲レニ消滅スル者
- 四十 疎忽ニ依り人ニ汚穢物及石礫等ヲ抛澆
セシ者
- 四十一 田園種藝ノ路ナキ場ヲ通行シ又ハ牛馬ノ

牽入ル者

四十二 市中往来筋ニ於テ便所ニアラサル場所

小便スル者

四十三 店先ニ於テ往来ニ向ヒ幼穉ニ大小便セシムル者

四十四 荷車及ヒ人力車雪車等ヲ並ベ挽キテ通

行ヲ妨ケル者

四十五 誤テ牛馬ヲ放ケテ人家ニ入レシメシ者

四十六 犬ヲ闘シメ及ヒ戯レニ嗾スル者

四十七 巨大ノ紙鳶ヲ揚ケ妨害ヲ為ス者

右之通確定候事

明治六年 二月

若縣令鷲尾隆聚殿 今般御用

ニ付上京致候条, 留守中之義者

諸願伺届等名当テ若松縣参事

岡部綱紀与相心得可申候事

若松縣参事

岡部綱紀

右之趣御成候条, 右區村々小前末々ニ至

無洩觸達, 此廻条大急之儀ニ付,

刻付ヲ以唯達留合御返可有之候也

三月廿三日

若松

郷會所

3 若松県に出された「違式誥違条例」考察

この史料は、すでに報告されている地方の府県に出された違式誥違条例の事例と比較して、非常に興味深い内容を持つ。その内容について以下、挙げておきたい。

① 定められた時期

史料の頭、条例本体に入る前に、若松縣令である鷲尾隆聚(わしお・たかつむ)によって「違式註違条例が定められたこと、来月(明治6(1873)年3月)10日より施行のこと、心得違のないように懇ろに申し諭すべきこと」が命じられている。但書は、第21条のことを指すと思われるが、この時点では舟車などの検印のしくみが整っていなかったのか、その他の問題があったのかについてはわからない。ここでは明治6年3月より施行となっているが、この施行時期はとても早いと言える。というのも、全国に先駆けて違式註違条例を施行したのは東京府であるが、それも前年である明治5(1872)年の11月13日からである。明治5年の12月は2日しかないので、事実上2カ月弱で若松県は違式註違条例を定め、東京府に遅れること約3カ月で施行することになったのである。司法省が「地方違式註違条例」を太政官布告第256号として出すのは、同6年7月17日であるから、それよりも5カ月も早くに触れを出したことになる。

② 条例を写しとること

出された違式註違条例は、小区長の元で写しとり、請印をして「至急順達」することが求められている。若松の郷会所は、第二大区大沼郡に対して2月19日に発したようである。この命に応じて、条例が全文、写しとられたと考えられる。

急いで写したからであろうか、最初のうちはきちんと第何条、のように書かれているのに、途中から第の字は書かれなくなる。また、第38条の部分では、同じ文言を2度、書いてしまっている。史料では(※)を付した。漢字の写し間違えと思われるものもあり、例えば第15条の最後は「現ノ者」ではなく、「玩フ者」であろう。同じく、第23条の「見苦数」は「見苦敷」であろう。

③ 条文の配列について

この違式註違条例は、全47箇条からなる。条文を見てみると、前年5年11月13日に施行された東京府の違式註違条例(全54箇条)から7箇条だけ削除されていることがわかる。削除されたものを以下に挙げる。

- 外国人ヲ私ニ雜居セシムル者(東京・第15条)
- 町火消鳶人足共町々普請造営ノ節地所組合違ノ者ヲ雇フコトニ故障スル者(東京・第16条)
- 夜中無燈ノ馬車を以テ通行スル者(東京・第17条)

- 狹隘ノ小路ヲ馬車ニテ馳走スル者（東京・第29条）
- 暮六ツ時ヨリ荷車ヲ挽ク者（東京・第31条）
- 斟酌ナク馬車ヲ疾驅セシメテ行人へ迷惑を掛ケシ者（東京・第32条）
- 物ヲ打掛ケ電信線ヲ妨害スル者（東京・第48条）

以上の7条を抜き、抜けた分を前詰めして全47箇条となる。馬車や荷車に関係する条文が4箇条あるが、これらの条文は13条・26条・29条・34条などでも読み替えることが可能であろうから、抜かれたとも考えられる。

一方で、第29条・34条・44条には、荷車・人力車などの他に「雪車」の文字が見える。東京府の条文には無いものであり、これは地域の状況に応じて足されていることになる。豪雪地帯である会津地方に則した条文となっている。第48条については、東京の特殊事例ともとれるので、抜かれたのであろう。

④ 違式・誣違は不明確

東京府の条例では、第5条までが総則的な位置づけであり、第6条から第28条までを違式罪目、第29条から第54条までを誣違罪目とする。違式と誣違では、罰則がかなり異なっているので、この区分は重要である。

しかしながら、この若松県の条例については、違式と誣違のそれぞれの罰則は同じように提示しながら（東京府と全く同じである）、何が違式で何が誣違であるかを明示していない。書き写す際に抜けてしまったのか、元々入っていなかったのかについては、この史料だけでは判定できない。

⑤ 県令・鷲尾隆聚

この条例が出された時の県令は、鷲尾隆聚である。鷲尾は公家出身であるが、勤王倒幕運動に身を投じ、志士を集めて高野山で挙兵した経歴を持つ。奥羽追討総督・陸軍少将として戊辰戦争を転戦した討幕派の公家として名高い。若松県は、旧会津領であった岩代国の西部と越後国の一部を管轄するために明治新政府によって設置された県であることを考えると、より新政府側に近い人間として鷲尾が配置されたと考えるべきかもしれない。廃藩置県後に赴任した鷲尾は、知事・権令・県令と1年9カ月ほどつとめ、この間に違式誣違条例を定めたことになる。

⑥ 郷会所が条例を受けとった時期

史料末の記載により、郷会所が急ぎ達留を返却するよう命じているのが3月23日

である。2月に出された達が3月23日の段階ではまだ廻りきらず、急ぐよう命じている感じである。大沼郡が若松県の中心からは離れていること、条例を書き写す作業があったことなどを考えると、全体に廻状が回りきるには思ったよりも時間がかかっていたと思われる。

4 むすびにかえて

地方の違式誥違条例を今まで多数見てきたが、明治6年2月という、東京府の条例が出た直後に、しかも東京府の条例を少しだけ削った形の条例が出されていたらしいことに、正直なところ驚いた。多くの府県で、明治6年7月以前に、独自の条例が造られ施行されていたことについては、神谷氏の論文で明らかであるが、かなり早い段階であることは確かであろう。今回の若松県の条例については、誰が、いつの段階で施行を決めたのかなど、興味深い。それを裏付けるような史料は見出していないのであるが、今後は裏付けられるような史料を探する必要もあろう。

また、若松県下で大沼郡以外の地域の史料探索も重要である。同じように条例の書き写しが存在すれば、どのくらいの時間で各郡を条例が回ったのか、条例など公文書の廻状システムはかつての江戸時代の方法と同様か、はたまた全く違う方法が構築されていたのかなど、明治初期の行政文書の伝達経路等が判明する一例となりうる。今後も積極的な史料探索を心掛け、各地方の違式誥違条例のあり方について確認し、比較研究することで課題解決につなげたい。